

看護を感じる FUKU★BUS ツアー2025 業務委託公募型 企画プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は看護を感じる FUKU★BUS ツアー2025 業務委託において、企画プロポーザル方式により契約候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

看護を感じる FUKU★BUS ツアー2025 業務

(2) 契約候補者の選定方法

公募型企画プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 委託業務の内容

別紙「看護を感じる FUKU★BUS ツアー2025 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。

(4) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 見積限度額

2,492,295円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務に類似する業務を行政機関から受注して実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (2) 第1種旅行業者又は第2種旅行業者に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものではないこと。

ア 役員等（提出者は個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（7）県税を滞納している者でないこと。

（8）消費税又は地方消費税を滞納している者ではないこと。

4 スケジュール

項 目	日 程
企画提案募集公告・応募受付開始	令和7年7月 1日（火）
質問受付期限	令和7年7月 7日（月） 17時まで
質問回答	令和7年7月11日（金）
企画プロポーザル参加意思表明書 兼参加資格確認申請書提出期限	令和7年7月15日（火） 17時まで
企画提案書提出期限	令和7年7月25日（金） 17時まで
企画プロポーザル審査会	令和7年7月30日（水） ※開催方式等については別途通知。
審査結果の通知	令和7年7月30日（水）以降

5 質問の受付

（1）受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月7日（月） 17時まで（必着）

（2）提出方法

質問書（様式1）により、下記11の事務局宛に、電子メールにより提出すること。

※電話による質問の受付は行わない。

（3）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、医療人材対策室のホームページに掲載する。

6 企画プロポーザル参加意思表明書兼参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年7月15日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により事務局まで提出すること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時45分から17時00分とする。

(3) 提出書類

ア 看護を感じる FUKU★BUS ツアー2025 業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書（様式2）

イ 会社概要（様式3）

ウ 会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等

エ 「3 プロポーザル参加資格」（1）の内容を確認できる書類（任意様式）

(4) 電子データ

提出書類の電子データについては、福島県医療人材対策室（以下「医療人材対策室」という。）のホームページからダウンロードすること。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年7月25日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により事務局まで提出すること。

※提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達記録を有さないため注意すること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時45分から17時00分とする。

(3) 企画提案書等

ア 公募型プロポーザル提出書類送付書（様式5）（1部）

イ 業務内容に関する企画提案書（任意様式）（5部）

ウ 担当者経歴書（任意様式）（5部）

エ 見積書（任意様式）（5部）

(4) 企画提案書の内容

企画提案書は仕様書に記載している内容を円滑かつ着実に、また効果的に遂行するために、事業目的や業務内容を踏まえた提案を記載すること。

(5) 提案書作成に係る留意事項

- ア 提案書に記載するフォントの大きさは、11ポイント以上とすること。
- イ 提案書は、A4判（横）、カラー片面印刷、左上ホチキス止め、15ページ（表紙を除く）以内で作成すること。必要に応じてA3判印刷も可とするが、その場合A3判1ページでA4判2ページとカウントする。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は失格又は無効となる場合がある。

- ア 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- イ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む）
- ウ 提出書類に虚偽の内容の記載がされている場合
- エ 見積書の金額が上記2（5）に記載した見積限度額を超過している場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- キ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ク その他、県があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(4) その他

- ア 参加者は、提案書等の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された提案書等は、返却しない。
- エ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- オ 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

9 審査に関する事項

(1) 審査方法

県が別に定める「看護を感じる FUKU★BUS ツアー2025 業務委託公募型企画プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、審査基準（別記）に基づく審査を行い、基準点以上の者の中から総合点数が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

（２）審査会

原則として、企画提案書及び提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

なお、企画提案書が５者以上から提出された場合には、企画提案書を基に書面審査（一次審査）を実施し、審査会（プレゼンテーション）を実施する３者程度をあらかじめ選考し、書類審査（一次審査）対象者に結果を通知することとする。なお、この場合の書面審査についても審査基準（別記）に基づいて審査を行う。

ア 開催日時及び場所（予定）

① 開催日時及び会場

令和７年７月３０日（水）※時間は別途通知

② 場所：別途通知

イ 所要時間

提案者からの説明時間は１５分以内とし、１５分程度の質疑応答を実施する。

ウ プレゼンテーションに係る留意事項

- ① プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間等の詳細については、提案書提出期日後に通知する。
- ② 提案者が審査会場に入室できる人数は３名までとする。
- ③ プレゼンテーションにおいては、提案書の内容及びこれを補完する説明をすることとし、新たな資料の配付は認めない。

エ 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

10 契約の締結等

（１）仕様書の協議等

選定した契約候補者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりに反映されない場合がある。

（２）契約金額の決定

契約金額は確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は２（５）の見積限度額を超えないものとする。

（３）履行ができなかった場合

企画提案書に基づく履行ができなかった場合、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において基準点以上の者で総合点が次点であった提案者と協議する。

11 事務局

福島県 保健福祉部 医療人材対策室（担当：阿部）

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

メール：kango@pref.fukushima.lg.jp

(別記)

審査基準

1 評価項目

評価項目	審査の視点	配点
① 体制	・業務を期間内に実施する上で十分な体制であるか	10
② 計画	・業務を期間内に実施する上で十分な計画であるか	10
③ 企画内容	・委託業務の内容を理解し、仕様書の内容を十分に把握した提案となっているか ・対象者の関心を集める内容となっているか ・看護職への就業・県内定着促進につながるものになっているか ・看護について理解を深めるものとなっているか	40
④ 参加者募集 に向けた方策	・参加者確保のための、具体的な方策・広報計画等が示されているか	30
⑤ 見積価格	・経費の見積価格は妥当なものになっているか	10
合計点		100

2 業務委託候補者の決定について

- (1) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、最低基準点以上の合計得点である者を業務委託候補者（単独随意契約の予定者）とする。
- (2) 配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた配点合計の60%を最低基準点とする。
- (3) 合計得点が最も高い者が2人以上あるときは、審査委員会において協議した上で、多数決により決定する。